令和８年11月 〈No.69〉

人権アラカルト

すべての人が、幸せになる権利を
持っています。
人権について、身近なこと、
小さなことから、始めませんか？

毎年11月11日から11月17日までの一週間は「山口県部落差別解消啓発週間」です。

部落差別の歴史と現代の課題

21世紀は「人権の世紀」と呼ばれ、山口県においても「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現を目指し、「山口県人権推進指針」に基づいて、総合的な取組を推進しています。

この指針では、人間尊重を基本的な考え方として、自由（じゆう）、平等（びょうどう）、生命（いのち）をキーワードに、共に生きる地域社会の実現を目指しています。

また、16の分野において人権課題が見受けられるとされており、今回は、その中から部落差別（同和問題）について考えてみたいと思います。

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職などで不利益を受けるなど、日常生活のさまざまな場面で差別が行われている、我が国固有の人権問題です。

その差別を受けた人々が、医学をはじめ、さまざまな分野で多大な貢献をしていたことをご存じでしょうか。時は江戸時代に遡ります。1754 年に日本で初の腑分け、いわゆる人体解剖が行われました。その際、医者の目の前で執刀し、内臓について説明したのが、当時牛馬の解体などに携わり、身体の構造や解剖について高度な知識と技術を持った人々であり、のちの「解体新書」の翻訳・出版に大きな役割を果たしました。

また、枯山水で有名な京都・龍安寺の石庭の造園・作庭などにも携わり、時の将軍である足利義政に重く用いられたほか、皮革産業や井戸掘りなどの分野においても高度な技術を有しており、こうした知識や技術が現在の日本の産業や文化を支えてきたと言っても過言ではありません。

昨今、部落差別（同和問題）は形を変えつつあり、インターネット上で特定の地域をその事実に関わらず「同和地区」として指摘するなど、デジタル時代における新たな課題も出てきています。これらの課題に対応するため、平成 28 年には「部落差別解消推進法」が制定され、今年が 10 年目の節目の年になります。

山口県では毎年 11 月 11 日から 17 日までを「部落差別解消啓発週間」として、さまざまな啓発活動を行っています。この機会に、部落差別問題について正しく理解し、認識を深めるとともに、人権問題について考えてみませんか。

市民部人権・男女共同参画課